

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年7月31日 高知地方法務局 登記官 栗 田 晃 功

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第4900-2025-0019号	高岡郡越知町横畠中字苦蕨ノ西1775番口
第4900-2025-0020号	高岡郡越知町横畠中字集議所廻り1834番
第4900-2025-0021号	高岡郡越知町横畠中字集議所廻り1833番